

## 東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 高橋 はじめ

### 1 日時

令和元年 12 月 10 日（火曜日）

午前 10 時 3 分開会、午前 11 時 57 分散会

### 2 場所

特別委員会室

### 3 出席委員

高橋はじめ委員長、佐々木茂光副委員長、伊藤勢至委員、佐々木順一委員、五日市王委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、名須川晋委員、岩渕誠委員、佐藤ケイ子委員、柳村一委員、菅野ひろのり委員、岩城元委員、千葉伝委員、岩崎友一委員、城内よしひこ委員、神崎浩之委員、川村伸浩委員、臼澤勉委員、佐々木宣和委員、高橋穩至委員、武田哲委員、米内紘正委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、中平均委員、小野共委員、高橋但馬委員、吉田敬子委員、佐々木朋和委員、田村勝則委員、千葉盛委員、飯澤匡委員、工藤勝博委員、佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、千葉絢子委員、斉藤信委員、高田一郎委員、千田美津子委員、小西和子委員、工藤勝子委員、上原康樹委員、小林正信委員

### 4 欠席委員

千葉秀幸委員、木村幸弘委員

### 5 事務局職員

八重樫事務局次長、嵯峨議事調査課総括課長、佐々木政策調査課長、古川主任主査、日向主任主査、藤根主任主査

### 6 説明のために出席した者

大槻復興局長、森復興局副局長、遠藤復興局副局長、熊谷復興局副局長兼震災津波伝承課総括課長、佐々木復興局復興推進課総括課長、山田復興局まちづくり・産業再生課総括課長、佐藤復興局生活再建課総括課長、村上政策地域部政策推進室政策監、鈴木政策地域部政策推進室調整監、小原政策地域部参事兼市町村課総括課長、高橋政策地域部地域振興室地域連携推進監、渡辺政策地域部交通政策室特命参事兼地域交通課長、高橋環境生活部環境生活企画室企画課長、阿部保健福祉部保健福祉企画室企画課長、石田農林水産部水産担当技監兼水産振興課総括課長、米谷農林水産部農林水産企画室企画課長、鎌田農林水産部漁港漁村課総括課長、似内商工労働観光部商工企画室企画課長、西野商工労働観光部定住推進・雇用労働室雇用推進課長、

浅沼商工労働観光部参事兼観光課総括課長、関口商工労働観光部経営支援課総括課長、  
菊地県土整備部県土整備企画室企画課長、菅原県土整備部道路建設課総括課長、  
幸野県土整備部河川課総括課長、八重樫県土整備部都市計画課総括課長、  
伊藤県土整備部技術参事兼建築住宅課総括課長、照井県土整備部港湾課総括課長、  
中村文化スポーツ部文化スポーツ企画室企画課長、  
大畑教育委員会事務局教育企画室教育企画推進監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 東日本大震災津波からの復興の取組状況について

(2) その他

9 議事の内容

○高橋はじめ委員長 ただいまから、東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。  
千葉秀幸委員、木村幸弘委員は欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、日程1、東日本大震災津波からの復興の取組状況について、執行部から説明願います。

○大槻復興局長 東日本大震災津波が発災してから、明日で8年9カ月となります。県では、これまで被災者一人一人に寄り添った支援を行いながら、一日も早い復興を目指して取り組んでおります。

本年度は、復興推進プランに基づきまして、復興の取り組みの柱に掲げます安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生、未来のための伝承発信を着実に進めてまいります。被災地におきましては、被災者の心のケアやコミュニティー形成支援、まちづくり後における事業者支援など、中長期的に取り組むべき課題もありますほか、台風第19号からの復旧、復興にも取り組んでおりまして、県としても市町村の実情に応じ、寄り添った支援を行いながら被災地の復興が一日も早くなし遂げられるよう、全力で取り組んでいく考えでおります。

本日は、これまでの復興の取り組み状況について、復興局森副局長から御説明を申し上げますとともに、お手元に資料として配付しておりますとおり、昨日国の復興推進委員会において、国から復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針案が示されましたので、これについても順次御説明をさせていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○森復興局副局長 説明に先立ちまして、先日配付いたしましたパワーポイントの資料に数字の誤記がありましたので、修正した資料を本日改めて机上配付させていただきます。誤記がありましたのは、スライド番号の4番の職員確保数の表であります。大変申

しわけございません。

それでは、20分ほどお時間をいただき、説明させていただきます。まず、パワーポイントの東日本大震災津波からの復興の取組状況について御説明申し上げます。説明は、スライドの右下のスライド番号で御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

資料をおめくりいただきまして、スライド2をお願いいたします。復興の四つの柱の一つ、安全の確保についてであります。まちづくり、面整備の計画箇所158カ所のうち、9月末で147カ所、93%が完了し、宅地供給区画数では予定の7,477区画のうち7,196区画、96%が完成しております。海岸保全施設の復旧・整備につきましては、計画134カ所のうち90カ所、67%が完了しており、その下の放射性物質に汚染された牧草などの農林業系副産物の処理状況につきましては、発生量5万8,443トンのうち、9月末で3万7,752トン、65%が処理済みとなっております。

スライド3は、二つ目の柱、暮らしの再建についてであります。応急仮設住宅等の入居者は、みなし仮設も含めまして、10月末で1,201人となっております。災害公営住宅の整備につきましては、沿岸部の整備は既に完了しております。内陸部に新たに整備するものも含めた予定戸数5,833戸のうち、11月21日現在で5,734戸、98%が完成しております。

スライド4は、被災市町村の職員確保の状況であります。11月1日現在で、県内外の自治体等からの派遣を含め、406人の職員を確保しております。引き続き国などと連携いたしまして、県内外の自治体に職員派遣要請を行い、必要な人員確保に努めております。

スライド5は、三つ目の柱、なりわいの再生についてであります。水産関係では産地魚市場の水揚げ量が今年の4月から9月までで3万7,648トンと、震災前3年平均の57%にとどまっており、養殖生産量も1万9,214トンと震災前3年平均の52%となっております。一方、被災事業者の復旧を支援するグループ補助の活用については、これまでで197グループ、1,537者に対して898億円が交付決定されております。

スライド6は、起業・新事業活動等の支援についてであります。さんりくなりわい創出支援事業としまして、若者や女性を初め、起業や新事業への進出を行おうとする方へ、事業計画の策定ですとか初期費用及び販路の開拓、資金調達などの総合的な支援を実施しております。これまで144の方が活用され、うち若者、女性の活用は76人となっております。

スライド7は、復興の四つ目の柱、未来のための伝承・発信についてであります。今年9月22日に東日本大震災津波伝承館を開館いたしまして、これまでの津波被害の歴史ですとか、今回の震災の教訓などを学べる展示や動画上映によりまして、東日本大震災津波の事実と教訓の発信に努めております。

スライド8は、いわて復興ウォッチャー調査についてであります。この調査は被災地において復興の動きを観察できる立場にある方々をお願いして、復興感に関する調査を継続的に実施しているものです。直近の今年7月の調査結果では、被災者の生活回復、地域

経済の回復、災害に強いまちづくりの全ての区分において達成した、回復した、やや達成、回復したの合計が、前回調査より上昇しております。その一方で、資料には記載しておりませんが、自由記載として被災地における課題について、地域での避難体制の構築、にぎわい創出や新たなコミュニティの形成、それから復興需要の減少に対する懸念、主要魚種の不漁等による経営への影響等について対応が必要であるとの回答がありました。

スライド9は、復興に関する意識調査についてであります。こちらは、県内に居住している18歳以上の男女5,000人を対象に年1回復旧・復興の実感などについて調査しているもので、平成29年以降は沿岸部における復旧・復興が実感として進んでいると感じる方の割合が上回っており、年々上昇しております。

スライド10は、産業復興状況調査についてであります。この調査は、これまで実施しておりました被災事業所へのアンケート調査にかえて、直接被災していない事業者や震災後に起業した者を含めた沿岸地域の産業全体の復興状況を把握するために、沿岸12市町村の商工団体の協力を得て今年度実施したものです。まず、昨年度までに回答がありました東日本大震災津波の被災事業所数は2,507事業所ですが、そのうちこれまで2,147事業所、86%が再開した一方、347事業所、14%は廃業し、残る13事業所、0.5%の方々については、現在再建に向けて検討を進めている状況であります。また、各商工団体に地域における業種別の経営課題について伺ったところ、水産加工業では原材料の価格高騰、それから卸売小売業・サービス業では販路の確保・開拓が最も多く挙げられました。

最後に、スライド11ですが、復興庁の概算要求の状況について御説明いたします。要求総額は1兆6,981億円となっております。昨年度に比べて2,200億円の増となっております。予算要求のポイントとしましては、復興のステージの進展に応じて生じる課題に引き続き精力的に対応するなど、復興・創生期間の最終年度においても必要な取り組みを推進していくとされております。

続きまして、参考資料としてお配りいたしました復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針案について御説明いたします。こちらは、委員の皆様事前に配付しておりました基本方針の骨子案を具体化したものでありまして、昨日開催されました国の復興推進委員会において示されたものであります。資料をごらん願います。

まず、基本方針の構成であります。前半にこれまでの復興施策の総括について記載し、後半19ページ以降に復興・創生期間後の基本方針について記載されております。私からは、19ページ以降について御説明いたします。

19ページをお願いします。復興・創生期間後の基本方針につきましては、四つの項目で構成されておまして、一つ目は復興の基本姿勢及び各分野における取り組み、二つ目は復興を支える仕組み、三つ目は組織、四つ目はその他で、この四つの項目で構成されております。

19ページの1、復興の基本姿勢及び各分野における取り組みのうち、(1)、地震・津波被災地域につきましては、下から3行目に復興・創生期間後5年間において、残された事

業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すとしておられます。

20 ページからは、分野毎に記載されておりますが、①のハード整備につきましては、一つ目のポツの2行目に、やむを得ない事情により期間内に未完了となる一部の事業については、期間内に計上された予算の範囲内で支援を継続するとされておりまして、災害復旧事業に関しては、期間後においても事業が完了するまでの間、支援を継続するとされております。

また、二つ目、三つ目のポツですが、東日本大震災復興交付金は、交付金事業の確実な終了に向け必要な措置を講じた上で廃止し、社会資本整備総合交付金等は一般施策に移行した上で、引き続き実施することとされております。

②の心のケア等の被災者支援や③の被災した子どもに対する支援につきましては、それぞれの一つ目のポツで事業の進捗に応じた支援を継続するとしながら、復興・創生期間後5年以内に終了しないものについては事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応していくとされております。

21 ページの④、住まいとまちの復興については、二つ目のポツで被災者生活再建支援金は再建宅地の造成が復興・創生期間の終盤に完成する地区等は、対象者への支援が終了するまでは継続することとし、三つ目のポツで、災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業については、復興交付金の廃止に伴い、別の補助に移行した上で引き続き実施することとし、その際、災害公営住宅に係る今後の財政運営状況や被災自治体間の公平性等を踏まえながら、支援水準の見直しを行うこととされております。

⑤の産業・生業につきましては、一つ目のポツで中小企業等グループの再建支援は、土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、事業者の責めに帰さない事由により、これまで復旧できなかった事業者に限り支援を継続し、二つ目のポツで、企業立地補助金は区画整理事業等に時間を要して、企業立地等が進んでいない地域に重点化した上で、申請期限を最大4年間、運用期限を最大5年間延長することとされたところであります。

また、次のページに参りまして、被災地の中核産業であります漁業の水揚げの回復や水産加工業の販路の回復、開拓に向けた取り組みを引き続き支援していくこととされております。

⑥の人材確保対策等の地方単独事業等につきましては、支援を継続するとともに、地方税法ですとか、東日本大震災復興特別区域法等の法律に基づき生じる地方税の減収額等に対しまして、補填策を講じることとされております。

⑦の原子力災害に起因する事業につきましては、風評被害対策等について支援を継続していくこととされております。

恐れ入ります。ページが少し飛びまして、31 ページをお願いいたします。伝承発信につきましては、(3)、復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承という項

目を起こしまして、引き続き取り組むことが明記されております。

次の32ページでは、復興を支える仕組みとして、(1)、復旧・復興事業の財源等として、二つ目のポツで、必要額について当面の5年間の事業規模を1兆円台半ばと見込みまして、五つ目のポツで東日本大震災復興特別会計、六つ目のポツで震災復興特別交付税制度を継続することとし、一つ目のポツに戻りまして、5年間の所要の財源を手当てしていくこととなっております。

(2)の法制度といたしましては、①、東日本大震災復興特別区域法では、規制の特例や復興特区税制等について対象地域を重点化した上で必要な措置を継続することとされている一方、三つ目のポツで復興交付金については、必要な措置を講じた上で廃止することとなっております。

34ページの3、組織に関しましては、一つ目のポツで復興庁の設置期間を復興・創成期間終了後10年間延長し、引き続き内閣直属の組織とし、復興大臣を置くとともに、現行の総合調整機能を維持することとされており、三つ目のポツで岩手復興局などの地方局は現場主義の徹底のため沿岸部に置くこととし、盛岡市には支所を置くこととされております。

また、最後のポツになりますが、これらの体制は復興・創生期間後5年目に当たります令和7年度に組織のあり方を見直すこととされております。

それから、35ページには、その他といたしまして、所要の法律改正、復興状況のフォローアップ方法のほか、台風第19号被害への対応について、復旧・復興に遅れが生じないよう万全を期すことと記載されたところであります。

この方針案につきましては、今後さらに調整され、今月中に決定される予定となっております。

この方針案につきましては、昨日の復興推進審議会において示され、この委員会におきまして達増知事から基本方針のあり方について本県の意見を申し述べております。

右肩に添付資料と記載しましたパワーポイントの資料をお願いします。表紙をおめくりいただきまして、スライド1では、①の被災者支援の取り組みとして、被災者のこころのケアや児童生徒の心のサポートなど、中長期的に取り組むべき課題があることから、被災地の状況や地元自治体の意見等を十分に踏まえながら、復興の取り組みとして一律に期限を適用することなく、必要な事業及び制度を実施することが必要であるという意見を申し上げます。

②の被災地のニーズに応じた取り組みへの支援といたしましては、復興・創生期間後におきましても宅地造成後のまちなぎわい創出ですとか、移転元地の利活用に向けた取り組みなど、被災地の変化するニーズに柔軟に対応できるよう、廃止される復興交付金の効果促進事業のような自由度の高い支援制度が必要であることを市長会からの要望も紹介しながら対応をお願いしております。

スライド2の③、災害公営住宅の家賃低廉化事業等につきましては、入居時期の違いにより、当初予定した一定期間の支援を受けられない被災者が生じる可能性もありますこと

から、復興・創生期間後の支援水準の検討に当たりましては、方針案に記載されている自治体間の公平性等のほか、入居時期の違いによって被災者間に不公平が生じないよう適切に対応する必要があること。

それから④といたしまして、住まいとまちの復興のためには、宅地造成後のまちのにぎわいの創出やバス路線への補助の特例措置など、復興・創生期間に行ってきた被災自治体の取り組みに対する支援を継続する必要があることを御説明しております。

スライド3では、方針案の19ページに、地震、津波被災地域における復興の基本方針といたしまして、先進技術の導入ですとか、教育、研究振興等によりまして、新しい東北として掲げた魅力あふれる地域を創造することが望まれる旨記載されたところではありますが、これまでの復興推進委員会におきましても研究開発・環境支援のプロジェクト等を全国に先駆けてこの地域で実施していくこととされていること。それから北海道東北地方知事会におきましても震災復興の柱にILCを位置づけることを提言していることなどを示しまして、東北の復興と再生の原動力となります国際リニアコライダーを次のステージにおける新しい東北の創造に位置づける必要があることを意見として申し上げております。

国の復興推進委員会におきまして、本県から、大きく以上の5点について意見を述べさせていただきました。本県では、引き続き復興・創生期間後も必要な事業及び制度が継続できるよう、他県とも連携しながら国に働きかけていくこととしております。

私からの説明は以上です。

○高橋はじめ委員長 ただいま説明のありました東日本大震災津波からの復興の取組状況について、質疑、意見等はありませんか。

○岩崎友一委員 何点かお尋ねと、確認をさせていただきます。

まず、1点目、最初に説明をいただきました資料の8ページ、ウォッチャー調査の関係で地域経済回復度について、平成29年7月以降下がっていて、ことしの7月の調査で上がったと。42.2%になった。指標としてアンケートをとっているのですから、これはこれでいいかと思うのですが、ただ被災地で暮らしていると、やはり経営者の方々からは実感として売上げが低迷している、お客さんが来ないということで、この結果とは違った声が聞こえるわけであります。そこで、産業関係で2点お聞きします。一つはグループ補助金の関係です。5ページで説明がありましたが、この間グループ補助の採択を受けて倒産した企業があるのか。あとは実際に被災地の経済をはかる上で、個人所得も一つの重要な視点になると思うのですが、市町村毎の所得の状況を県で把握をしているのかまずお尋ねします。

○関口経営支援課総括課長 グループ補助金の交付決定を受けた事業所で倒産したところがあるかについて、お答えさせていただきます。

補助金の交付決定を受けた後、破産した事業者は7者あります。そのほかに会社更生手続を開始した事業者が1者、特別清算手続を開始した事業者が1者あります。そのほか破産手続をした後に任意整理に移行した事業者が2者あり、合計で11者あると把握しており

ます。

○**佐々木復興推進課総括課長** 市町村毎の所得の状況につきましては、県全体の統計の中で把握しておりますが、復興の部分でも復興レポート、それからインデックスという形で毎回定期的に参考資料という形で添付しております。これまでの状況を大まかに申し上げますと、やはり復興事業の関係で、現状の数値では沿岸部もかなり高い状況になっております。

○**岩崎友一委員** グループ補助金の関係では、11 者が破産などの手続きをしているということで、現実にはそういった厳しい状況に現場はあるということでもあります。所得に関しては、震災前は地域的に言えば県央、県南、沿岸、県北の順番だったと思いますが、震災後の復興需要によって沿岸部が県南部を数字上では抜いたということでもあります。ただ、今後やはり低下していくと見込まれることは、県としても認識を持っていると思います。ウォッチャー調査を行っていただくこともいいのですが、やっぱり現実の数字の部分をしっかり見ながら、2021 年度以降の施策を御検討いただきたい

二つ目は放射性物質についてであります。最初に説明いただいた資料の 2 ページに農林業系副産物の処理状況が示されております。これがやはりなかなか今進んでいないと。これは環境省の管轄だと思うのですが、国から基準が示されないということで、抜本的な処理に至っていないということでもあります。これは恐らくずっとこういった状況が続いていると思うのです。市町村も困っていると思うのですが、これに関してこれまで県として市町村とどのような連携をして進めてきたのか、また国とはどういった交渉というか、そういったものを行ってきたのか御説明をお願いします。

○**高橋環境生活企画室企画課長** お尋ねのありました除染により発生しました除染土壌の状況についてであります。汚染重点調査地域に指定されております一関市、奥州市、平泉町の 3 市町におきましては、合計 2 万 6,000 立方メートル余を除染した現場内に保管しております。

なお、この除染土壌につきましては、フレキシブルコンテナバッグなどに詰め、地中に埋設しております。この上に十分な覆土を施し、表面の線量につきましては定期的に測定し、十分に低いことを確認しております。

この除去土壌の処理基準につきましては、放射性物質汚染対処特別措置法におきまして国が定めることとなっており、県ではこれまで国に対して早期に策定するよう要望し続けておりますが、いまだに示されておらず、処理方針が立てられていない状況であります。

国の状況ですが、国では処理基準の策定に向けまして、除去土壌の処分に関する検討チームを設置して、平成 30 年度には茨城県東海村、そして栃木県那須町において埋め立て処分の安全性を確認する実証実験を実施しております。本年 5 月には実証実験結果の中間取りまとめが公表されたところであります。しかし、処分基準の策定期間についてはいまだ不透明な状況となっております。

県では、引き続き市町村と連携して国に対して早期に処理基準を策定するよう要望して

いくとともに、情報収集にも努めてまいります。

○**岩崎友一委員** 復興・創生期間は 2020 年度までと本当に 1 年ちょっとしかない状況でありまして、国から基準がまだ示されていないということで、我々自由民主党としても要望しなければならぬとこれまで以上に思っているのですが、国では復興・創生期間終了後の、2021 年度以降に関しても、財源も含めてセットで検討しているのでしょうか。その辺の情報をお知らせください。

○**佐々木復興推進課総括課長** 今回国から示された基本方針案では、復興・創生期間後の 5 年間の事業規模について、1 兆円台半ばというざっくりとした数字は示されております。これにつきましては、被災自治体における復興事業の進捗状況を踏まえながら、各省庁で今後見込まれる事業費を積み上げて、おおむねの規模を示したと聞いておりますが、各県の内訳、それから事業の内訳のようなものはまだ示されておられません。

また、基本方針案の中で引き続き事業規模と財源については精査し、令和 2 年度の夏ごろをめどに、復興・創生期間後の 5 年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模、財源を示すとされておりますので、今後個別の事業について国との調整が出てくると考えております。本県に必要な財源が確保されるよう、引き続き取り組んでまいります。

○**岩崎友一委員** この点、最後にしますが、これは国が方針を示して、市、町で処理する際にも恐らく住民説明が必要だと思えます。そうすると、国が基準を示してから説明までに相当の時間が必要になると思えますので、我々も努力をしますが、県も前々で進めるように御努力をお願いします。

3 点目は確認であります。昨日の復興推進審議会に示された資料の中で、2021 年度以降も復興特会は継続されるとありました。一応確認ですが、基本方針案の 20 ページのハード整備で、復興・創生期間内に完了しない部分については、一般施策へ移行した上で、引き続き実施するとありますが、これは、政策自体は国土交通省なり農林水産省の管轄にはなるけれども、財源は復興特会を活用するという解釈でよろしいのでしょうか。

○**佐々木復興推進課総括課長** 基本的には復興特会を使うものと、一般財源として通常の財源でやっていくものに振り分けられることになるのではないかと考えております。どのようにということは、今のところ確認はできませんが、この内容を見ますと、基本的には 2020 年以降についても、復興・創成期間を少しはみ出すようなものについても必要な工事については、復興財源に盛り込んでやるということが一つ。それ以降のさまざまなものについては、復興財源ではなく一般財源でやっていくものに分かれてくると考えております。

○**岩崎友一委員** 恐らくどの財源になるかによって、県だったり、市町村の持ち出しが変わってきて、やはり市町村も国の補助率が、どのくらい面倒を見てくれるかによって事業の進捗にも影響がでてくると思えます。県も道路は典型的ですが、やはり裏負担がなければおくれしてしまうものもあつたりしますので、これに関しては県としてもしっかりとアンテナを高くして、早い段階で財源の内訳、財源根拠というものを国に確認をいただきたいと思えます。

最後1点ですが、これはちょっと文句ではないのですが、私は、いわて県民計画をつくる際にI L Cの関連は復興プランの中に入れて推進すべきだということを、何度も何度も提案をさせていただきました。結果としては、復興プランに入らずに別のプロジェクトになったのでありますが、昨日、知事が国に対してI L Cの件で要望しているということでしたが、やはり復興とI L Cをセットでやっていくことは重要であります。私は、そのことをずっと提案しましたが、それがかなわず非常に悔しい思いであります。やはり本来復興プランに入れて、岩手では復興プランの中にI L Cを位置づけている、だから国にもこうやってお願いしているのだということであれば説得力も強かったと思いますので、県では反省ではありませんが、国との交渉に臨むためにも、こういった形で政策を組み立てればいいのか、作成すればいいのかという視点を持って、今後の施策を御検討いただければと思います。

**○城内よしひこ委員** 私からは、2点質問させていただきます。

まず、台風第19号で大きな被害があった山田町の田の浜の件であります。あれは山田町の事業でありましたが、あれと類似するものの点検を私はするべきではないかと思えます。もちろん東日本大震災津波の復興事業は、すべからくと言ってもいいぐらいかさ上げ事業であり、土盛りをしているところが中心でありますので、そういったところも含めて転居の必要性をどのように考えているかお伺いします。

**○山田まちづくり・産業再生課総括課長** 山田町田の浜地区につきましては、山田町の事業で整備した堤防、防災公園であります。先般、山田町で検証委員会を立ち上げまして、その構成員に県の職員も入って、今年度全3回の検証委員会を開催すると聞いております。その他の市町村でも被害等があったところでは、それぞれ市町村事業は市町村が、県事業については県が必要に応じて点検等を行うと認識しております。

**○城内よしひこ委員** おっしゃるとおり、市町村がやっている事業は、市町村が点検するのだと思いますが、やはり復興というのは一体で進めるものであって、県が主体となってしっかりと県民の安全を守るという立場をとってほしいと思います。特に今回の山田町、あるいは沿岸地区は、防潮堤ができて内水が大量にたまって、もう少し雨量が増すと冠水しただろうと言われる地区がたくさんあります。そういったことも含めると、東日本大震災の復興計画をつくる段階で想定した総雨量よりも、温暖化によって基準を見直さなければならぬぐらいの雨量があると言われております。そういったことも加味しながら点検する必要があるということをおっしゃっているのです。県民の安心、安全を守るためには、やはり県が主体となってしっかりと調査を徹底して、安全を守るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○大槻復興局長** 委員がおっしゃるとおり、県でも市町村事業だから市町村がやるのだという話ではなく、実は一昨日、宮古市長とお話させていただきましたが、その際に山田町と同じようなケースが田老にもあるという話を承りました。市町村事業で復興交付金を使った事業については、基本的に県の復興局は、国との関係で言えば書類の形式審査だけと

というような形にならざるを得なかったのが現状であります。各市町村でこの間の台風第19号の影響を見て山田町で発生したような被害が懸念される施設があれば、それについては個別に状況を聞いた上で、技術的にクリアすることができるかどうかを一緒に考えてまいりたいと考えております。財源などは置いておいた話になりますが、まずはそこから始めていきたいと考えております。

**○城内よしひこ委員** ぜひしっかりと取り組んでください。安心、安全が確保されていると思って、そこに移り住んできた方々がたくさんいます。そういった方々の安心感を裏切らないように、ぜひ取り組んでほしいし、やはりそのことが東日本大震災津波からの復興につながるものだと思っています。

2点目に移ります。今回自由民主党で市町村要望調査をした際に、沿岸部の行政団体から、子供たちがまだまだ不安な気持ちを抱いていると。そういう子供たちに対する心のケアをしてほしいのだという話をされました。そこで伺いますが、いわての学び希望基金は多分そのようなことに使われていると思いますが、今どれぐらいの残高があって、どのように使われているのか伺います。

**○佐々木復興推進課総括課長** いわての学び希望基金につきましては、平成30年度に約6億7,000万円余、累計では29.9億円活用しております。これは96億7,000万円を御寄附いただいた中での活用の累計額であり、残高は、平成30年度末時点で73億円余となっております。

活用の状況ですが、今年度につきましては東日本大震災津波による遺児、孤児に対する奨学金の給付が第一となりますが、そのほかに生活基盤を失った低所得世帯の高校生等に対する教科書等の購入費の給付、そのほかに被災した生徒の運動部の活動、文化活動における大会参加のための支援などを実施しております。その他に、今年度は、ラグビーワールドカップの試合に沿岸被災地の小中学生を招待するという事業なども実施しております。

**○城内よしひこ委員** 東日本大震災津波の発災から8年9カ月が経ちました。その中で、全国からの善意で97億円近くの寄付があったということは本当にありがたいことだと思っています。8年9カ月がたった今、震災以降に生まれた沿岸部の子供たちも私は被災者だと思っています。一義的には直接被災を受けた子供たちを支援するという目的を持った基金ではありますが、子供たちは生まれる場所を選べないわけで、たまたま生まれた時期が震災後で、大変な状況の中で幼児期を過ごしている子供たちもしっかりと手厚い支援をするべきではないかなと思いますが、その辺の考え方について学び希望基金の目的や利用方法も含めて、どのように考えていくべきか、復興局ではそういうことを考えているのか伺います。

**○佐々木復興推進課総括課長** いわての学び希望基金につきましては、この基金条例で被災地の被災した子供たちの教育環境の整備ということが主旨となっておりますので、基本的にはその範囲内で運用されるものと思います。寄附者の意思も、そういうことへの御寄附であると考えております。そういう中で、今後の活用の見通しといたしましては、奨学

金の給付事業で、教育委員会において遺児、孤児が大学院を修了する令和 17 年、2035 年度までの給付を見込んでおりました、給付額をシミュレーションしてみますと大体 9 割がそういうところで使われる見込みとなります。したがって、余りこの基金をいろいろほかの部分に活用することを今のところ見通せない状況ではありますが、復興の基本方針でも被災した子供の心のケアや、スクールカウンセラーなどの配置も引き続き必要だという方向性もありますので、そうした状況もしっかり踏まえながら、委員がおっしゃるとおり被災地の子供たちの環境整備にきちんと対応していけるように今後も取り組んでいきたいと思っております。

**○城内よしこ委員** 基金の設置目的はありますが、被災地の子供たちを心のケアも含めてしっかりと見守って育てていくという方向性であれば、善意を持って寄付してくださった皆さんも納得していただけるのではないのでしょうか。お金は積んでいてもためにならないけれども、人にお金を使うということは、私は重要だと思います。人づくりにお金を使ってほしいという思いで伺いました。ぜひ柔軟な使い道を検討してほしいと思っております。

**○斉藤信委員** 最初に、今日説明いただいた国の復興・創生期間後の基本方針案について具体的にお伺いします。

基本方針案の 20 ページ、災害復旧事業及び復興交付金事業以外の復興施策として実施している社会資本整備総合交付金等のハード事業については、復興・創生期間の終了をもって廃止すると。なお、完了しない部分については、一般施策へ移行した上で、引き続き実施するとありますが、県内で、復興枠として実施している社会資本整備総合交付金等のハード事業の実態はどうなっているのか。

二つ目は、心のケア等の被災者支援についてであります。被災者支援総合交付金等により、事業の進捗に応じた支援を継続すると。そして、これは知事も意見を述べたようですが、個別の事情を丁寧に把握して、復興・創生期間後 5 年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応するという一方で、これは 5 年後も必要な場合には継続するという方向を示されたとも私も評価したいと思うのですが、問題は事業の規模です。被災者支援総合交付金、私は基本的には今の規模で継続することが必要ではないかと思っておりますが、どういう規模でこれは継続されるのか。

**○阿部保健福祉企画室企画課長** 心のケアにつきましては、相談件数自体は減ってきていますが、相談内容が複雑、多様化しているということで、これは期限を設けず、中長期的な取り組みが必要だという認識です。規模につきましては、現在、相談員を岩手県こころのケアセンターに 19 人、それから地域こころのケアセンターに 34 人配置しております。沿岸部につきましては、そもそも精神保健医療福祉の人材が足りない地域でありますので、今後もこうした規模の専門的な体制での支援の継続が必要と考えております。

**○斉藤信委員** 子供の心のケアが必要な人数は毎年度ふえています。私は本当の深刻さがここにあらわれているのではないかと思っておりますので、ぜひそういう形で継続をお願いします。

それで、維持することとなった被災者支援総合交付金事業では、例えば生活支援相談員の配置や災害公営住宅に対する支援も行っているのです。高田一郎議員も一般質問で取り上げましたが、災害公営住宅のひとり暮らし高齢者の見守りやコミュニティ形成は、まさに今切実な課題です。コミュニティ形成の拠点というべき集会所が月に2回から5回ぐらいしか使われていないというのが実態です。県社会福祉協議会では、今年は県営住宅を含めて拠点を3カ所つくって支援すると言っています。私たちは、南三陸町のように50戸以上の災害公営住宅には、今支援員を配置してしっかりしたコミュニティを形成しないと、本当に高齢者住宅になってしまうと考えていますが、この点について来年度の方向性をどういうふうに持っているでしょうか。

○阿部保健福祉企画室企画課長 委員御指摘のとおり、今年度まず大船渡市と大槌町で2カ所の県営災害公営住宅の集会所を活用して生活支援相談員が活動しています。また、釜石市におきましては、災害公営住宅がその地域のコミュニティに溶け込めるように、交流を促進する観点から、地域の空き家を活用して活動を行っております。今後の県の方針としましては、他の市町村においても、地域の実情に応じて災害公営住宅の集会所はもとより、公民館や空き家などを活用しながら、地域に密着した被災者への個別支援とコミュニティ支援などの地域支援が一体的に行われるように働きかけを行うこととしており、こうした取り組みの拡大を進めていく方針としております。

○斉藤信委員 拡大の方針が示されました。基本的には、残りの期間5年を考えると、思い切ってこの5年間で全ての災害公営住宅のコミュニティをしっかりと確立するようにやっていただきたい。

次に、同じ20ページですが、被災した子供に対する支援ということで、東日本大震災の影響に鑑み、特別に措置されている教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、事業の進捗に応じた支援を継続すると。私は、これは大変大事なことだと思うのです。今かなりの規模で教員加配をされていて、巡回型のスクールカウンセラーが、たしか13名だと思いますが、この枠で配置をされているのです。私は、これはきちんと継続される必要があると思いますが、これは大体今年度と同じくらいの規模で継続をされると受けとめていいのか。あとは、震災枠の就学援助も広げられておりますが、これもこの枠の中に入っていると受けとめていいのか示してください。

○大畑教育企画室教育企画推進監 震災による教職員の加配、それから心のケアのサポートに要するスクールカウンセラー等の配置についてですが、教職員の加配については、今年度小中学校、それから県立学校合わせて148人を配置しております。それから、心のサポートということで、スクールカウンセラーについては、巡回型、配置型合わせて88人配置をしております。県教育委員会といたしましては、そういった支援が必要な子供たちがいる状況においては、こうした取り組みがきちっと続けられるように国に対して要望し、配置等進めていきたいと考えております。

それから、就学支援につきましては、通常の就学支援と別枠で行われておりますが、こ

れらにつきましても引き続き、震災の影響によって、経済的に困窮している世帯があると承知しておりますので、そうしたところに対する支援が引き続き行われるように、国に対して要望し、対応するようしていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 21 ページに災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業については、別の補助に移行した上で引き続き支援すると。これから災害公営住宅が整備され、例えば盛岡市南青山の住宅などには、つい最近入居した方々も少なくない。この事業は基本的に入居してから10年間について、家賃を低減する国の特別家賃低減事業ですが、入居してから10年間は今の家賃低減が継続をされると受けとめてよろしいですね。

○**佐々木復興推進課総括課長** お尋ねの家賃低廉化事業ですが、基本方針を見ますと、さまざまな条件を設定して、自治体間の公平性も踏まえながら、適切に支援水準の見直しを行うという規定もありますことから、昨日知事からも復興推進委員会の場で、入居時期の違いによって被災者間に不公平が生じないように適切に対応する必要があるという意見を申し述べております。今後、さまざま調整が出てくると思いますが、被災者間に不公平が生じないような取り組みを国にしっかりと働きかけていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 災害公営住宅の整備のおくれは、被災者に責任がないのです。これから整備される内陸の住宅もあるのです。これは被災者間の公平性にかかわる問題なので、ぜひ曖昧さを残さずやっていただきたい。これから入る人も10年間低減されるようにしっかりやっていただきたい。

⑤の産業・なりわいについてですが、事業者の責に帰さない事由により、これまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続すると。今仮設店舗で営業している111者の方々のうち、大体8割方は本設移行を目指しているということで、私はこういう方々は当然支援を継続する対象になると思いますが、どれだけの対象者がいるのか、見込みはありますか。

○**関口経営支援課総括課長** 土地区画整理事業による換地が決定されても、取りつけ道路や水道施設等の附帯工事が終わらなければ、建物の工事に着手できない場合があると聞いております。県としては、各市町村、あるいは商工指導団体等にグループ補助金のニーズ調査を実施しておりまして、おおむねの数であります。来年度、令和2年度には約30事業者、それ以降は、約50事業者あると聞いております。

○**斉藤信委員** 来年度まで最大限取り組むと、それでもそれ以降も50者は見込まれるということですから、ぜひこのグループ補助の支援が継続されるように努めていただきたいと思っております。

それで、なりわい再生に関して、県が今年度から新たな形で産業復興状況調査を進めました。私率直に感想を言うと、わかりにくくなったと。今までの被災事業所復興状況調査の方が実態がわかりやすい。今回の調査はわかりにくい。一つ指摘をしますと、被災事業者の再開状況で、再開した数だけを積み上げて85.6%にしていますが、商工会議所、商工会では被災事業者復興状況調査を4カ月に1回やっていると思っておりますが、実際に再開し

ている事業者の数はどんどん減っているのです。8割切っているのです。なぜかという、一度再開した人が廃業したりしているのです。だから、再開した数をただ積み上げるのではなくて、今の厳しい状況の中で、一度再開したけれども、減ってしまったということも加味した実態を明らかにする調査とすべきではないですか。

○山田まちづくり・産業再生課総括課長 産業復興状況調査は、県の復興局で実施しておりますし、今委員からお話のありました商工団体の調査もあります。それぞれを物差しとして、それぞれの数字を見ながら、必要な対策を講じていくことが必要か思いますので、どれか一つに絞るということではなく継続して進めていくものと考えております。

○斉藤信委員 再開した数を積み上げるだけでは、実態が出てこないでしょう。商工会議所や商工会が実施している4カ月に1回の調査では、一度再開したところもどんどん減っているのです。再開して継続しているところは8割を割っているのです。だから、実態調査というのだったら、そういう実態を示すような調査でなければだめではないですか。85%再開しましたというデータには、もう既に廃業している数も入っているのではないですか。そういうことを私は指摘したのです。

それで、もう一つ、今までの調査では震災前の売り上げとの比較がありました。震災前の売り上げを回復したとか、5割回復した、それ以下だと。だから、かなり復興状況がわかった。例えば東北経済産業局が行った調査では、東北4県で水産食品加工業の場合、売上高が震災前の水準以上まで回復しているところは32.4%だった。岩手県はどうなのかと、そういうことを浮き彫りにするのが本来の調査ではないかと思うのです。今回の調査では、そういうことが見えなくなりました。

そして、県からいただいた資料の5ページを見ると、水産加工業でいうと団体の数で出しているのです。事業者の数ではなくて、団体の数で出している。団体の数で出したら実態がわからないでしょう。新しい形で、被災事業者以外も含めて調査したこの手法も、間違いではないと思う。ただ、全体として震災前と比べて売り上げがどれだけ回復しているのか、していないのかということは、本当に重要なポイントです。だから、そういう意味でいくと、期待していた産業復興状況調査は、大変わかりにくい、実態が示されないものになったのではないかと思います。いかがですか。

○山田まちづくり・産業再生課総括課長 昨年度までは被災した事業者を対象に調査してきましたが、本年度はこの調査の方法を見直しております。やはり地域の経済状況を見るためには、被災していない事業者であるとか、被災後に新たに起業された事業者も含めた地域の景気、経済の状況を見る必要があるということで、このような方法で調査したものです。今回は、地元の商業者を初め、地域の産業状況に最も詳しい商工団体、商工会議所、商工会にお聞きする形をとったものであります。それから御質問の前段でお話のありました国の調査等とは、これまで重複する項目もありましたので、そういった別の調査で見られるものはそちらで数字を把握することで、全体としての地域経済の状況を見て取り組みを進めていきたいということでもあります。

○**斉藤信委員** 東北4県のデータがあればいいのですか。違うでしょう。例えば水産業だって、それぞれの県で特徴があるのですよ。そういったデータが今まではちゃんと出ていた。例えば岩手県の事業者は、去年までは震災前の売り上げまで回復しているのは33%ぐらいです。7割は震災前の売り上げを取り戻せていない。売り上げが震災前の半分以下の事業者が5割以上あるというのが実態だったと思います。だから、私が言ったように、被災していない事業者も含めて調査する手法では、実態が浮き彫りにならない。今までよりもさらに見えなくなったらおかしいでしょうということを私は指摘しているのです。復興局長、やっぱり私たちが見て、県民が見て、今の状況がわかるような調査に私は改善すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○**大槻復興局長** 今回の調査につきましては、事業者の再開の部分は、去年までと同じ調査方法でやっております。それ以外の部分について、商工団体からのアンケートという格好になっているのですが、委員御指摘のとおり例えば東北全体の産業別で震災前と比べての売上高がどうなっているかという数字的なものが、今回の調査で出てきていないということを委員も課題認識として持たれているということだと思います。

実際に各地域の商工会で掲げている課題については、今回の調査でわかったもので、それを東北各県の数字との比較で本県のどこが弱いのかという分析を今後していかなければならないと思っています。これにつきましては、来年度に向けて、単に商工団体がどのような課題認識を持っているかということがわかるだけではなくて、それが東北各県と比べてどうなのかという分析ができるような手法を考えてみたいと思っています。

○**斉藤信委員** これまでの被災事業所復興状況調査で私がデータとして一番活用したのは、やっぱり産業別の売り上げ実績です。これは建設業、水産加工業、卸売、小売、本当にそれぞれの実態がわかるのです。この資料が一番わかりやすかった。それが今回見えなくなった、なくなったということが極めて残念なことで、局長の答弁がありましたので、そういう産業別に売り上げの実態がわかり、支援する方向が示されるような調査をぜひやっていただきたい。

最後になりますが、基本方針の22ページ、⑥ですが、地方単独事業等ということで、人材確保対策、職員の派遣、任期付職員の採用等の支援を継続すると。これは大変大事な中身だと思います。来年度の派遣職員等の必要数は334人でしたか、かなりの規模です。

私、被保険者数を調べてみてびっくりしたのが、今年の10月は、6万6,931人。震災前が6万3,538人なのです。復興事業はどんどんピークから下がっているのですが、労働者は決して減っていないのです。だから、そういう意味でいくと、11年目以降の事業もかなり残るのではないかと思います。そういう点で、職員派遣、任期付職員の採用を継続するということは大変重要なことだと思いますが、11年目以降どのぐらい必要になってくるのか。そのことも含めて示していただきたい。

○**小原参事兼市町村課総括課長** 派遣職員等の必要数は、来年度、令和2年度につきましては334人ということですが、それ以降の具体的な数字はまだ把握しておりません。やは

り前の年に必要数を聞いても、次の年には進捗状況によってどうしてもずれが大きくなるので、今何とも言えない状況ですが、ただハード事業については令和2年度でほぼめどをつけるという話で、各市町村も頑張っております。どうしても区画整理事業の残務処理とか、あとは心のケア等の事業は残ることになりますので、そちらに必要な人員は、今ここで何百人とか何十人とは言えませんが、引き続き必要になるものと考えております。

来年度は、復興・創生期間の最終年度ですので、なるべくプロパー職員で業務をこなせるように沿岸市町村についても県の市町村課と話をしているところです。ただ、どうしてもプロパー職員だけではやり切れない業務が出てくると思いますので、そちらについてはしっかり人員確保できるように、これから関係省庁等とも連携しながら頑張っていきたいと思っております。

○高橋はじめ委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○菊地県土整備企画室企画課長 先ほど社会資本整備総合交付金の復興関係のお尋ねがありました。この対象事業につきましては、基幹事業と関連社会資本整備事業、それから効果促進事業がありまして、基幹事業の中には道路、あるいは港湾、下水道、海岸、都市公園、住宅などの整備項目がありまして、復興関係では復興支援道路とか海岸の防潮堤といったような部分の整備をしているものであります。関連社会資本整備事業は、例えば道路と一体となって設置する信号機など、効果促進事業は基幹事業と一体となって効果を高めるような事業を実施をしているものであります。具体的な箇所の数につきましては、申しわけございませんが把握しておりません。金額的なもので申し上げますと、県土整備部関係の所管の社会資本整備総合交付金額の復興関係の国費の額は、県事業で今年度191億円余、それから市町村事業で9億円余、合わせて200億円余という状況となっております。

○伊藤勢至委員 復興局の皆さんは、今はやりの言葉で言いますと、ワンチームで頑張っただけでこられたと思っております、あと一息、力を合わせて復興をやり遂げるまで頑張りたいと思います。

そこで、先週一週間NHKが随分取り上げておりました首都直下型につきまして、若干お伺いをしたいと思います。これは将来、明日、あるいは3年後、5年後、10年後かもしれませんが、あり得ることでありまして、その際に関東、関西方面からもいろいろお世話になった岩手県としては、岩手県の復興が終わるまで来ないでくれというわけにはいかないのです。

そういう中で、阪神・淡路大震災から25年が経過をしました。この間、秋田県沖で発生した、地震津波で遠足に来ていた子供たちがお昼の時間に20人ぐらいが犠牲になっております。北海道の奥尻島にも地震津波がありました。そして、中越地震があった際には、次は最も太平洋側でひずみがたまっているのは宮城県沖ではないかと学者の間で言われてまして、そのころは50年以内に60%の確率で来ると言われていたような気がします。

そういう中で、私たちは全く虚をつかれたといえますか、岩手・宮城内陸地震というの

がありまして、一関市の祭時大橋が落橋したし、何人かの犠牲者が出たのであります。そのときに、三陸沖での地震の余地の期間が随分詰まりまして、30年以内に90%まで上がったのです。30年以内に90%。おおっと思ったのであります。この間熊本地震もあつたりしましたが、そういう予測が流れた4年後に東日本大震災津波が来たのであります。そういう観点で言うと、30年以内と言われたものが実際には4年後に来ることもあつたのです。

そういう目線で首都直下型地震を見た場合に、帰宅困難者が180万人、死者が1万8,000人という想定は、ゼロが一つ違っていると思っています。地下鉄のことに全然触れていないのです。東京の地下鉄は、網の目、まさに人間の動脈、静脈クラスに入り組んでいるのに地下鉄の問題が置き去りにされている。東北新幹線上野駅は地下50メートルです。50メートルという深さがどのくらいかという、県庁の屋上から地面を見たくらいよりもちょっと高いくらい。さらに、一番新しい地下鉄の大江戸線は、その50メートルよりも下をくぐっている可能性があるのです。東京都の水道管の一番太いのは直径2メートルです。地下2メートルぐらいのところに埋設をしてありまして、これが今国土強靱化の最も大事な点になっていると思うのですが、相当老朽化をしてきていると。離脱防止といひまして、地震が来ても抜けられないような接合金具にはなっていない、昔のままの状況であると。そうすると、これが離脱をしたり、折損、折れたりしますと、直径2メートルで水圧が2.5ぐらいかかっている水がどこに行くか。これは、ほとんど地下鉄であるとか地下街に入っていくのです。そういったことが予測されていないので、相当な人が危ないと私は考えているところでありまして。

あとは、古い町並み、下町といひましようか、木造家屋が連なって、道が狭くて消防ポンプ車も入れない、そういう状況もあるようであります。

さて、そういうものが仮に起きた場合に、これはもうオールジャパンで対応する話でありますので、岩手県も岩手県の復興の事業があるからといって、何もしないというわけにはいかないと思うのです。そういったときのこともある程度視野に置きながら、初動の3日間で何とか命を助ける行動をしないと、飲まず食わずでは3日もたないということですから、その間の部分をどうするかということもある程度考えておくべきではないかと思うのですが、そういうところまで議論されているのでしょうか。

○大槻復興局長 ことしも台風第19号がありました、岩手県だけではなくて、関東から甲信越までかなりの被害が出ました。県では、基本的に人的支援ということで各県から応援をいただいておりますが、これは来年度以降もお願いをしていくということで、私自身も各県を歩いたのですが、その中でそれぞれの県は去年あたりからかなり災害が多発している中でも職員を出していただきました。

本県でも、ことしの台風第19号の関係でいひますと、DMATなどが千葉県とか被災したほうに行きました。これだけではなく岩手県から長野県などに職員を出すということも決定しております。そういった部分については相身互いということで対応させていただきたいと思っております。

その中で、本県の復興がどこまでいけば完成かということはなかなか言えないのですが、北海道で山が崩れる地震が発生したときに、まずは岩手県から一番早く北海道に、室蘭・宮古間のフェリーを使って消防がイの一番に駆けつけることができたということもありますので、そういった貢献をしていくことは使命だと考えております。こういった部分については各県の要請に基づいて、可能な限り対応させていただきたいと考えております。

○伊藤勢至委員 非常に最悪な事態を想定すれば、来年の東京オリンピック・パラリンピックのときに来なければいいかと、もう神頼みしかありません。もしそうなれば、外国の方々も巻き込んでしまうおそれがあるかと思っています。あり得ないことかもしれませんが、あり得ることもありますので、そういうこともやっぱり議論をして、常日ごろから準備は怠りなくやっておくべきだと思います。

県内にも東京の各省庁から来ている方々がいらっしやって、そういう方と食事をしながらゆっくり話をすると、課長クラス以上の人たちは口づてで、出勤、退勤のときは地下鉄に乗らないことを申し合わせていると言っていました。つまりそういうことを文書で出したら、パニックになるからだと思うのです。したがって、彼らがそういうふうに認識しているものがだんだんに知れ渡ってくるのでしょが、東京で地下鉄を使わない生活というのはできないのでしょうか。ですけれども、首都直下型地震はあり得ることもありますので、そういうことも話題にしながら、自分のこともやらなければならないのですが、万一オールジャパンで対応するような大きなことが起きた場合には、どういう部分をお手伝いできるか、何ができるか、岩手県として、あるいは東北として、そういうこともぜひ話題の中にお持ちになりながら対応を考えておいていただきたいと思います。

○吉田敬子委員 被災した子供に対する支援について確認させていただきます。

今内陸部の災害公営住宅に入居をされていたり、今後入居される方についてお伺いします。現在、盛岡市南青山に最後の災害公営住宅が整備されておりますが、内陸に整備される283戸のうちの100戸弱が南青山の部分だと認識しており、3分の1に当たるのですが、新聞報道だと新しく整備されている南青山の住宅は、比較的若い世代が入居予定だと伺っております。そこで伺いますが、現在南青山住宅に入居予定の家庭の中で、児童生徒がいる家庭の割合を県としてどの程度と把握されているのかお伺いします。

また、続けて、北上市は今年度整備完了予定ですけれども、花巻市、あと遠野市、奥州市でも災害公営住宅を整備しておりますが、それぞれの住宅に入居予定の児童生徒のいる家庭の割合はどの程度あると把握しているのか。災害公営住宅だけでなく、自立再建した方々もそれぞれ地域にはいるのですが、県としてはそういった被災した子供たちで、内陸に来ている児童生徒の中に、内陸部での学習支援や心のケアを必要とする子供とスクールカウンセラーの配置の必要数について、それぞれどの程度と把握しているのかお伺いします。

○伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長 まず、南青山地区の内陸災害公営住宅についてですが、現在99戸整備する予定で事業を進めているところです。来年度末に入居予定という

ことで、現在造成工事等を進めております。入居予定の方は全てあらかじめ内陸に避難された方と把握しておりますが、今御質問がありましたように、その中で児童、生徒のいる家庭の割合については、申しわけございませんが、今資料を持ち合わせておりません。

○阿部保健福祉企画室企画課長 子供の心のケアについてであります。現在矢巾のいわて子どものケアセンターで週5日、それから宮古、釜石、気仙の3か所を隔週1日ずつ巡回して診療を行っております。この子供のこころのケアの延べ受診件数は、大人の件数と違って、年々ふえておまして、平成30年度は7,900件となっております。やはり震災そのもののストレスもあるのですが、環境の変化によるもの、それから治療が長期化するといったケースもありますので、これは大人の心のケアと同様ですが、今後もこの相談体制を続けて、誰ひとり取り残さないという基本方針のもとで対応を進めていくこととしています。

また、平成30年度からは身近な地域で適切なケアを受けられるように、子供の心の相談に対応できる関係機関の人材養成だとか、ネットワークの構築などの取り組みもやっております。

○吉田敬子委員 私の質問は、内陸部に避難している御家庭の児童生徒の中に、心のケアが必要な子供たちがどの程度いて、例えばスクールカウンセラーを派遣したという実績があればお聞きしたいということです。今回、災害公営住宅が花巻市、北上市、遠野市、奥州市にあるということで、それと関連づけて内陸部に避難している子供たちで学習支援が必要だったり、心のケアが必要だったりという状況についてお伺いしたのですが、その部分は把握されていないということでしょうか。

○大畑教育企画室教育企画推進監 内陸部に避難している児童生徒の心のサポートについてであります。沿岸部の教育事務所、それから学校に配置している巡回型、配置型のスクールカウンセラーのほかに、心のサポートチームとか、大学から応援をいただいている大学チームを設置しております。内陸部に避難している子供たちの心のケアも、スクールカウンセラーや、そうした方々を活用して行っております。大変恐縮ですが、件数については手元に資料ございませんので、明確に件数は言えませんが、内陸部に避難している児童生徒に対しても、沿岸部の児童生徒と同様にスクールカウンセラーの派遣等は適切に対応しております。

○吉田敬子委員 私の問題意識としては、内陸に避難している児童生徒は、沿岸にいる子供たちよりも、もしかしたらもっといろいろなケアが必要かもしれないけれども、なかなか周りに同じような境遇にいる子供たちが少ないがために、閉ざしてしまっている子供が多かったりするのではないかとということです。

そういう意味でも、後ほど改めて資料をいただきたいと思いますが、内陸部に避難している子供たちの心のケア、児童生徒に対する心のケアの支援について、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

○工藤勝子委員 今定例会におきましても、人口減少問題が議論になりました。被災市町

村における人口減少、社会減は今のところとまっているのでしょうか、どのような状況になっているのか伺います。

また、Iターン、Uターン者はどのくらい入っているのか、若い人たちの取り組みで、なりわいの再生でいろいろなものづくりも始めておりますが、どのようになっているか伺います。

○**佐々木復興推進課総括課長** 沿岸部の人口の社会減の統計になりますが、沿岸部では平成23年3月から令和元年8月までの人口の社会減につきましては、累計になりますが、1万8,963人減少しております。最近の7月、8月の直近2カ月につきましては、167人減少しております。男女別も申し上げますと、男性が90人、女性が77人減少しており、減少が続いている状況です。

○**西野定住推進・雇用労働室雇用推進課長** U・Iターンの状況ですが、全県の個別市町村毎の就職者数は、今手元にないのですが、全県では直近の平成30年度で910人ほどとなっております。こちらは、県で把握できているハローワークを通じて県外からお戻りになられた方、あとは県のU・Iターンセンターで把握している方で、全県で910人となっております。済みませんが、沿岸市町村の分の内訳は承知しておりません。

○**工藤勝子委員** それでは、U・Iターン者に対する支援を沿岸地域ではどのように進めていらっしゃるのでしょうか。

○**西野定住推進・雇用労働室雇用推進課長** U・Iターンの支援につきましては、基本的には内陸と格別変わったような支援は今のところしておりませんが、今後移住などの部分で、さらにU・Iターンとかの移住者をふやしていくということも必要だと考えております。今後におきましては、地域において移住者の支援をするようなコーディネーター的な者を各地域に配置して、仕事、あとは地域との接点など、生活の部分でのきちっとフォローができるような体制を各地域でとれる仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

○**工藤勝子委員** 東日本大震災津波からもうすぐ9年にもなります。沿岸の市町村がそれぞれ元気を出していくには、やはり一旦東京に出られた方、また沿岸地域に入って何か事業をやりたいという人たちが入ってくることによって地域が元気になっていくのだろうと思っております。そういう部分において、ぜひ内陸、沿岸とは特別申しませんので、そういう形の中で力を入れてほしいと思っております。

では、観光客の状況はどうでしょうか。県の東日本大震災津波伝承館は開館いたしましたし、釜石市の伝承施設も開館いたしましたので、ある程度観光客もふえてきているかもしれませんが、やはり観光客が多く来て、それぞれの市町村のお土産を買って帰るということで、なりわいの再生にもつながることもありますので、この観光の状況はどうなっておりますでしょうか。

○**浅沼参事兼観光課総括課長** 沿岸13市町村の観光客の入り込み状況ではありますが、平成30年の最新の数値では585万3,000人回で、平成29年から4.8%ほど増加をしておりますが、平成22年の震災前と比較をいたしますと、残念ながら78.2%にとどまっております。

ます。

○**工藤勝子委員** まだ震災前には戻っていないと。今年はラグビーワールドカップもありましたので、来年あたりの調査ではぐんと数値が伸びてくるかもしれませんが、やはり安定的に全国からお客さん呼び込むということが非常に大事ではないかなと思っています。デスティネーションキャンペーンも行われるということでもありますし、そういう中で期待しているわけですし、ジオパークの認定も大きな影響を与えるのではないかなと思っています。ぜひ県も一緒になって、やはり被災地を元気づけるために観光振興にも力を入れてほしいということをお願いします。

それから、暮らしの再建についてお伺いいたします。いろいろと斉藤信委員からも質疑ありましたが、現在応急仮設住宅に入居されている人たちは残り3%と非常に少なくなってきましたが、人数を見るとまだ1,200人もいるということです。みなし住宅に入っている人と、実際に沿岸の被災地でまだ応急仮設住宅に入っている人たちの状況をお聞かせください。

○**佐藤生活再建課総括課長** 沿岸の応急仮設住宅へ入居している方の人数であります。10月末現在で、いわゆるプレハブの応急仮設住宅には825人、みなし仮設住宅に376人で、合わせて1,201人入居されております。

○**工藤勝子委員** いまだに応急仮設住宅に入っている825人、何世帯かちょっとわかりませんが、この人たちはこれから自分の持ち家を再建するのか、それとも災害公営住宅に入られるのか、そういう調査は終わっていますでしょうか。

○**佐藤生活再建課総括課長** 応急仮設住宅に入居されている方の住宅再建ですが自力再建を目指している方が340世帯となります。それから、災害公営に入られる予定の方が136世帯になっております。

○**工藤勝子委員** ということは、つまりまだ再建方法を決めずに、いまだに応急仮設住宅に住んでいる人たちもいらっしゃる。いろいろ話を聞きますと、ここに住みたいと。もう住みなれてしまって、住みたいと言っている人たちもいるということです。しかし、復興・創生期間が延びたわけでありまして、災害公営住宅が全部完成したということもあって、2020年までにはやはりある程度移ってもらうと。持ち家を建てる人たちは、また大変になるかもしれませんが、そういう中において、今の応急仮設住宅の撤去の目標年度は定めていないのでしょうか。

○**佐藤生活再建課総括課長** 撤去の具体的な目標年度というものについては、特に定めてはおりませんが、いずれ国の基本方針でも恒久的な住宅への移行を復興・創生期間内にとらわれておりますので、我々としましてもまずそこが大事だと思っています。一方で、やはりいつまでもというわけにはいきませんので、復興・創生期間内にできる限り解体、撤去まで含めて終わられるように関係機関、市町村と調整しながら進めております。

○**工藤勝子委員** 多分非常に難しい人たちが残っているのではないかなと思っています。いろんな部分で支援の公平性というものはあると思いますが、そういう人たちに対する手

厚い支援というものは、県は考えていないでしょうか。移っていただくための支援制度みたいなものはないのでしょうか。つくらないのでしょうか。そういうことはできないのでしょうか。

○佐藤生活再建課総括課長 新しい制度となりますと、なかなか今までの方々との公平性ということもありますので、難しいと思っております。一方で、いわて内陸避難者支援センターに避難者の方々の具体的な個別の支援をお願いしております。昨年度から沿岸にも範囲を広げていただいて、なかなか移転が難しい方については、個別にいろいろな御相談を受ける、あるいは福祉的な支援が必要な方については、市町村のそういった部署に具体的につなげるという取り組みを進めており、徐々に成果は出てきておりますが、まだまだもう少し取り組みは必要だと思っております。

○大槻復興局長 今仮設住宅にお住まいになっている方で、要するに自力再建、あるいは災害公営住宅に今後入居されるということはまだ決めかねていらっしゃる方が一番問題になってくるのですが、この方々の数は20人ぐらいを切ったような状況になっています。ですので、基本的には自力再建なり災害公営住宅に移ろうという意思のある方々がほとんどだということで、健康上のこともありますので、何とかきちんとした住宅に入っていただきたいと考えておりますが、そういうふうな取り組みを復興・創生期間内をある程度のもとにして考えていきたいと思っております。

ただし、自力再建の方については、区画整備事業がおくれて、年度末ぎりぎりに完了すると、そこから住宅工事が始まりますので、その工事の間は当然別なところに住んでいただくという話にはならないと思っておりますので、その部分は柔軟に対応させていただきたいと思っております。

問題は、要するにまだ進路を決めかねていらっしゃる方につきましては、先ほど生活再建課総括課長からも申し上げましたが、生活と非常に密接に関係した部分で決めかねているということがありますので、そういった部分の相談はもちろんさせていただきますし、既存の福祉の部分で、そういった方々にかかなりの支援ができると考えています。ですので、それは復興局だけではなく、市町村の福祉部門とか、あるいは医療部門といったところと密接な連携をとって、その方々の生活にどういったことが一番プラスになるのかということをご丁寧に対応している最中でありまして、ある程度時間をかけてお話させていただきたいと考えております。

○工藤勝子委員 例えば災害公営住宅に空き室もあると思っておりますが、この方々がしっかりと自力再建できないと、空き室の活用ができないわけでありまして。そういうことも含めてしっかりと親切、丁寧に対応しながら自力再建できるように、ぜひ御支援をお願いします。

最後にもう一点、中小企業の復旧・復興です。平成23年から令和元年度まで197グループで、1,537者の方々が企業を復興させております。それで、一番心配しているのは、この復興した企業の経営状態が全ていいということではないのだろうと思っております。ぎり

ぎりのところでやっている方々もあるのではないかと考えていますが、特に心配しているのは水産加工業の方々に、今サケ、スルメイカ、それからサンマも非常に不漁です。原料が高くなっていますので、加工業者の人たちが悲鳴を上げる時期に来ているのではないかと考えていますが、こういう状況を今後どのように支援できるのでしょうか。

○石田水産担当技監兼水産振興課総括課長 水産加工業者の支援ということで、主に技術的な問題とか、原料の確保、そういう面から今動き出しているところです。御案内のとおり、イカやサンマなど水産資源が大きく減少し、また本県の主力魚種のサケもこのような状況にありますので、前浜の原料を活用して水産加工を営む方々は、非常に原料の確保が厳しいという声を聞いております。

一方で、今イワシ、サバなどの資源が多くなって、生産量、水揚げ量がふえておりますので、沿岸の各地域を回りまして、水産加工業者との研修会、勉強会を開きまして、これまでサケやサンマを使っていたのですが、なかなか原料確保が難しいので、イワシを使ってみようということも含めて、いわゆる原料のシフトということに非常に今力を入れています。

また、県の水産技術センターに加工の開放実験室もありますので、そういうところで今まで扱っていなかった原料の加工技術、加工方法を勉強しながら、原料がシフトしていくような状況に機動的に対応できるよう進めてまいります。また、水産資源の回復にも努めてまいりたいと考えております。

○似内商工企画室企画課長 水産加工品の販路拡大につきましては、専門家を活用しました商品開発支援、あるいは県内外での商談会の開催、大手量販店でのフェア、沿岸部へのバイヤー招聘などに取り組んでおります。また、カイゼンの導入による生産性の向上、あるいは商品力の向上、販路開拓の支援など、水産加工業の経営力の強化にも取り組んでまいります。

○工藤勝子委員 質問ではありませんが、なりわいの再生は非常に大事だと思っております。せっかくグループ補助金なり、それぞれ国の事業を活用して再建したわけですので、こういう形の中で水産加工の人たちが倒産しないように、販路拡大も含めて、このなりわいの再生がうまくいかないと、一番先に質問した人口減少にも結びついていきますので、しっかりと取り組みながら支援をしていただきたいと思います。

○高橋はじめ委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長 先ほど吉田敬子委員から、内陸災害公営住宅の青山南アパートの入居者のうち、児童生徒の割合についての御質問いただきましたが、盛岡市が設置しております盛岡復興支援センターが昨年、2018年8月に入居予定者の方に調査を行った結果によりますと、当時入居予定の世帯が118世帯あり、そのうち99世帯の方から回答をいただきました。入居者のうち10代以下、これには未就学児童の方も含まれての数字になりますが、196人中24人が10代以下ということで、割合にしまして12.2%が10

代以下のお子様となっております。

○大畑教育企画室教育企画推進監 先ほど吉田敬子委員の質問への御答弁の中で、内陸部の児童生徒への心のサポートに対して、大学教員等による支援チームを派遣して対応しているというお話をさせていただきましたが、内陸部の児童生徒に対しましては配置型のスクールカウンセラーを派遣して対応しております。訂正させていただきます。

○高橋はじめ委員長 吉田委員、よろしいですか。

○吉田敬子委員 はい。

○高橋はじめ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋はじめ委員長 ほかにないようですので、東日本大震災津波からの復興の取組状況については、これをもって終了いたします。

執行部の皆さんは退席されて結構です。

次に、2のその他であります。何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋はじめ委員長 なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。